

枚方市条例第 6 号

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勸奨を受けて」を「規則で定める基準に該当する」に改め、「もの」の次に「（以下「特別退職者」という。）」を加える。

第5条第1項中「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの」を「特別退職者」に改める。

第6条の3の表第6条の項中「、第4条又は第5条」を「から第5条まで」に改める。

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附則第5項中「附則第5項第1号」を「附則第3項第1号」に改め、同項第1号中「附則第23項から第28項」を「附則第21項から第26項」に改め、同項第2号中「附則第26項」を「附則第24項」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第24項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第6項から附則第12項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第13項中「附則第18項及び第20項」を「附則第16項及び第18項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第14項を附則第12項とし、附則第15項を附則第13項とする。

附則第16項第1号中「附則第13項及び第14項」を「附則第11項及び第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第17項を附則第15項とする。

附則第18項中「附則第13項及び第14項」を「附則第11項及び第12項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第19項から附則第22項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第23項中「附則第23項」を「附則第21項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第24項中「附則第24項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第25項を附則第23項とし、附則第26項を附則第24項とする。

附則第27項中「、第6条の3及び附則第2項の」を「及び第6条の3の」に、「、第5条の3、第6条の3及び附則第2項」を「、同条及び第6条の3」に改め、同項の表中「附則第25項各号」を「附則第23項各号」に、「附則第25項第1号」を「附則第23項第1号」に、「附則第25項第2号」を「附則第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第28項中「、第6条の3及び附則第2項」を「及び第6条の3」に改め、同項を附則第26項とする。

附 則 [令和8年3月10日公布]

この条例は、令和9年4月1日から施行する。